

岐阜県公報

号 外 (四) 令 和 四 年 三 月 三 十 一 日

目 次

規 則

○清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

(地域振興課)

ページ
一

規 則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「成年者で」の下に、「原則として県内に住所を有する三親等内の親族で」を加え、同条第三項を削る。

第六条第一項第三号中「申請者が未成年であって住民票では親権を行う者を確認することができないものである場合は、親権を行う者又は未成年後見人の確認ができる書類」を「当該住民票では申請者が条例第三条第三号に該当する者であることを確認できない場合は、三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は前条第一項の保証人の住民票の写し」に改める。

第八条中「貸与」の下に「の決定」を加える。

第十条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「均等払方式」の下に「又は一括払方式」を加え、同条第四項中「六月」を「十二月」に改め、同条第五項中「第十一条」の下に「又は第十二条第二項」を加える。

第十一条第二項中「取消し」の下に「（同項第二号及び第三号（条例第三条第二号に掲げる要件を欠くに至ったときに限る。）に係るものを除く。第十二条の第二項において同じ。）」を加え、同項第一号中「をいう」の下に「以下同じ」を加え、「以下

同じ」を削り、同項第二号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第三項中「事由」を「理由」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

(返還債務の免除の特例の申請等)

第十二条の二 条例第十二条第一項の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする借受人は、清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除申請書(別記第八号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第十二条第一項第一号の規定で定める者は、条例第八条第一項の規定による貸与の決定の取消しを受けることなく大学等を卒業した者であつて、次に掲げる者とする。

一 県内に主たる事業所を有する法人又は団体において就業する旨が約された者(短時間労働者その他知事が定める者を除く。)

二 県内において個人で農業、林業その他の事業を営む者の事業専従者として就業する旨が約された者

三 前二号に掲げる者のほか、知事がこれらに相当すると認める者

3 条例第十二条第一項第三号ただし書の規則で定めるやむを得ない理由は、県内で転職した場合及び転勤、出向その他県外において居住又は就業していることがやむを得ないと知事が認める場合とする。

4 第十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除申請書の提出があつたときについて準用する。

(返還債務の履行猶予の特例の申請等)

第十二条の三 条例第十二条第二項の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書(別記第十一号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書の提出があつたときについて準用する。

3 条例第十二条第二項の規則で定める期間は、大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年を経過した日から同条第一項第二号イ又はロに該当しなくなつた日までの期間とする。ただし、同項第三号ただし書に該当し、知事が認める場合は、引き続き同項第二号イ及びロに該当するものとみなす。

4 知事は、第二項において準用する第十二条第二項の規定により返還債務の履行猶予

の決定を受けて履行が猶予されている借受人が条例第十二条第一項第二号に該当する者となる意思がなくなつたとき又は同号イ若しくはロのいずれかに該当しなくなつたときは、当該決定を取り消し、文書により当該借受人に通知するものとする。

第十三条第一項中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 条例第十二条第二項の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けている場合において、条例第十二条第一項第二号に該当する者となる意思がなくなつたとき又は同号イ若しくはロのいずれかに該当しなくなつたとき。

第十三条第二項第一号中「若しくは第三項」を削る。

第十五条中「第十一条」の下に「又は第十二条第二項」を加える。

別記第一号様式を次のように改める。

(裏)

上記のとおり、奨学生として奨学金の貸与を受けたいので申請します。

年 月 日

岐阜県知事 様

ふりがな
本 人 氏 名

印

私は、上記申請者が奨学生として採用された場合にはその連帯保証人として奨学金の貸与及び返還について申請者本人と連帯して責任を負います。

なお、破産手続開始の決定は受けておりません。

ふりがな
連帯保証人 氏 名

印

現 住 所 〒

電話番号

携帯電話番号（緊急連絡先）

メールアドレス

生年月日

年 月 日生

申請者との続柄

添付書類

- 1 大学等に在学することを証明する書類
- 2 県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証明する書類（※1）
- 3 申請者の属する世帯の全員の住民票の写し
- 4 三親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人の住民票の写し（※2）
- 5 学業成績を証明する書類
- 6 生計を維持する者の収入の年額を証明する書類
- 7 連帯保証人の印の印鑑登録証明書（※3）

※1は、継続貸与申請の場合は、添付不要

※2は、申請者の属する世帯が県内にある場合は、添付不要

※3は、継続貸与申請の場合において、新規貸与申請時又は連帯保証人変更時から印鑑登録の変更がないときは、添付不要

備考

- 1 申込者及び連帯保証人の氏名等は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、原則として県内に住所を有する三親等内の親族であること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。

別記第五号様式中「大半等名」を「大半等名称」に変更、「(名称)」及び「(所在地)」を「置」「しました」を「します」に「住所」を「住所」に変更する。

別記第六号様式から別記第八号様式までを次のように改める。

第6号様式 (第10条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画書			
返 還 総 額 (借受金額)	円		
返 還 方 法	1 月賦 2 半年賦 3 一括払い		
返 還 開 始 月	年 月から	返還回数	回
1 回 当 た り の 返 還 額	円		
上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金を返還します。 年 月 日 岐阜県知事 様 貸与決定番号 第 号 借 受 人 住 所 〒 氏 名 ⑩ 携帯電話番号 メールアドレス 連帯保証人 住 所 〒 氏 名 ⑩ 電話番号 携帯電話番号 (緊急連絡先) メールアドレス			

※返還納入通知書送付先 (借受人住所に送付希望の場合は記入不要)

住所 〒

宛名

第7号様式（第10条関係）

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還計画変更承認申請書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	現在	1 月賦 2 半年賦 3 一括払い		
	今後	1 月賦 2 半年賦 3 一括払い		
返還金額の算出	借 受 金 額	円		
	既 返 還 額	円		
	既 免 除 額	円		
	返 還 未 済 額	円		
変 更 後 の 返 還 開 始 月	年 月から	変更後の返還 回 数	回	
変更後の1回当 たりの返還額	円			
上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還方法を変更したいので申請します。				
年 月 日 岐阜県知事 様				
貸与決定番号 第 号 借 受 人 住 所 〒				
氏 名 ⑩				
携帯電話番号 メールアドレス				
連帯保証人 住 所 〒				
氏 名 ⑩				
電話番号 携帯電話番号（緊急連絡先） メールアドレス				

第8号様式 (第11条、第12条の2関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務免除申請書			
免除申請金額	円		
免除申請理由	1 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第10条第1項 2 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第12条第1項 3 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第10条第2項 ()		
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円
理由発生年月日	年 月 日		
上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の免除を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 貸与決定番号 第 号 借 受 人 住 所 〒 氏 名 ⑩ 携帯電話番号 メールアドレス 連帯保証人 住 所 〒 氏 名 ⑩ 電話番号 携帯電話番号 (緊急連絡先) メールアドレス			
添付書類 1 免除申請の理由を証明する次のいずれかの書類 ア 従事する法人等の名称及び従事期間を証明する書類 イ 死亡及びその年月日を証明する書類 ウ 精神又は身体に著しい障害を受けたことを証明する書類 2 その他知事が必要と認める書類			

備考 免除申請理由が清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第10条第2項 (借受人死亡) の場合は、借受人欄の記載は不要であること。

別記第九号様式中「第11条」を「第11条、第12条の2」に

貸与金額	円
貸与期間	

を

貸与金額	円
------	---

に

改める。

既記第十号様式中「第11条」を「第11条、第12条の2」に「

様」を「
(貸与決定番号 第 号)」に改める。

既記第十一号様式を次のように改める。

第11号様式 (第12条、第12条の3関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金返還債務履行猶予申請書			
猶 予 申 請 金 額	円		
猶 予 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
猶 予 申 請 理 由	1 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第11条第1号 2 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第11条第2号 3 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第12条第2項 4 その他 ()		
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円
上記のとおり、清流の国ぎふ大学生等奨学金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。また、猶予申請理由3による申請の場合は、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例第12条第1項第2号に該当する者となる意思がある旨を申し出ます。 年 月 日 岐阜県知事 様 貸与決定番号 第 号 借 受 人 住 所 〒 氏 名 ㊞ 携帯電話番号 メールアドレス 連帯保証人 住 所 〒 氏 名 ㊞ 電話番号 携帯電話番号 (緊急連絡先) メールアドレス			
添付書類			
1 猶予申請の理由を証明する次のいずれかの書類 ア 従事する法人等の名称等を証明する書類 イ 大学等に在学することを証明する書類 ウ 従事する予定の法人等が就業予定日に就業を約する旨を証明する書類 エ 災害、疾病その他の理由により返還することができないことを証明する書類			
2 その他知事が必要と認める書類			

別記第十二町様在中「第12条」を「第12条、第12条の3」に「返還期間」を「返還期限」に改める。

別記第十三町様在中「第12条」を「第12条、第12条の3」に「

様」を「
(貸与決定番号 第 号)」に改める。

別記第十四町様在中の別記第十六町様を並び改めるように改める。

第 14 号様式 (第 13 条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金関係届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

貸与決定番号 第 号

届出者 (本人) 住所 〒

氏名

連絡先 (携帯電話番号)

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

第15号様式(第13条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

貸与決定番号 第 号

申請者(本人)住所 〒

氏名

連絡先(携帯電話番号)

清流の国ぎふ大学生等奨学金の借用に当たり連帯保証人を変更したいので、清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第13条第2項の規定により申請します。

変更前	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒	申請者との続柄	
			職業	
			電話番号	
変更後	ふりがな氏名	〒	生年月日	年 月 日
	申請者との続柄			
	職業			
	電話番号			
	携帯電話番号(緊急連絡先)			
	メールアドレス			
変更理由				

添付書類 変更後の連帯保証人の印の印鑑登録証明書

備考

- 1 変更後の氏名等は、自署すること。また、破産手続開始の決定を受けていない者の自署であること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、原則として県内に住所を有する三親等内の親族であること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。
- 4 変更理由が保証人の死亡又は追加による場合は、変更前欄の記載は不要であること。

第 16 号様式 (第 15 条関係)

清流の国ぎふ大学生等奨学金現況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

貸与決定番号 第 号

届出者 (本人) 住所 〒

氏名

連絡先 (携帯電話番号)

メールアドレス

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり現況を報告します。

記

返済債務の履行を猶予する 要件に関する現況	
--------------------------	--

添付書類

- 1 従事する法人等の名称及び期間等を証明する書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社